

第1回建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会の概要

- 1 日 時:平成30年8月2日(木)13:30~14:30
- 2 場 所:札幌第1合同庁舎 2階講堂
- 3 参加者:一般社団法人日本建設業連合会北海道支部等37団体
国土交通省北海道開発局等5機関 詳細は別紙のとおり
- 4 議事概要

①建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会規約(案)について

資料1、資料2に沿って、北海道開発局から、建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会規約(案)について説明し、承認された。

②社会保険加入対策について

資料3に沿って、北海道開発局から、社会保険加入対策について説明した。

③建設キャリアアップシステムについて

資料4に沿って、北海道開発局から、建設キャリアアップシステムについて説明した。

④建設業における賃金等の状況について

資料5に沿って、北海道開発局から、建設業における賃金等の状況について説明した。

⑤建設業退職金共済制度について

資料6に沿って、北海道開発局から、建設業退職金共済制度について説明した。

⑥その他

資料7、資料8、資料9について、北海道開発局から、説明した。

その後、出席者からの発言(概要)は次のとおり。

- 協議会資料について、当日配布ではなく、事前に送付又は国土交通省ホームページにおける掲載箇所を通知するなどの対応をお願いしたい。
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の考え方が十分周知されていないと思われるので、周知の徹底をお願いしたい。

以上

建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会（以下「北海道地方連絡協議会」という。）という。

(目的)

第2条 北海道地方連絡協議会は、工事現場の生産で要となる技能労働者の雇用改善及び企業間の健全な競争環境の整備の実現に向け、建設業における社会保険加入推進及び処遇改善について関係者の取組状況の情報共有等を行うことにより、北海道ブロックの元請企業・下請企業・建設労働者・行政といった関係者が一体となって、社会保険加入の徹底及び処遇改善の取組をきめ細かく推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 北海道地方連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険加入推進及び処遇改善に関する関係者の取組状況の情報共有及び意見交換
- 二 社会保険加入の徹底及び処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 三 その他北海道地方連絡協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 北海道地方連絡協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 別表に掲げる団体
 - 二 北海道
 - 三 北海道厚生局
 - 四 北海道労働局
 - 五 日本年金機構札幌西地域代表年金事務所
 - 六 北海道開発局
- 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長等)

第5条 北海道地方連絡協議会に会長及び会長代行を置く。

- 2 会長は、北海道開発局事業振興部長をもって充て、議事を整理する。
- 3 会長代行は、北海道開発局事業振興部調整官（建政担当）をもって充て、

会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長から委任を受けたときは、その職務を代行する。

4 会長及び会長代行の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(北海道地方連絡協議会の招集)

第6条 北海道地方連絡協議会の招集は、会長が行う。

2 北海道地方連絡協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第7条 北海道地方連絡協議会の円滑な運営に資するため、北海道地方連絡協議会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定したものにより組織する。

3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第8条 北海道地方連絡協議会の事務は、北海道開発局事業振興部建設産業課が行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、北海道地方連絡協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 北海道地方連絡協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月20日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年8月2日より施行する。

平成30年8月2日現在

建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会参加団体等一覧表

(建設業関係登録団体：40団体、建設業に関係する団体：4団体、北海道知事届出建設業者団体等：7団体、
主要民間発注者（オブザーバー）：3団体)

(★については、社会保険未加入対策推進北海道地方協議会ワーキンググループメンバー)

【建設業関係登録団体】

- ★ 一般社団法人北海道建設業協会
- ★ 一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
一般社団法人日本運動施設建設業協会北海道支部
一般社団法人日本海上起重技術協会北海道支部
一般社団法人日本造園建設業協会北海道総支部
一般社団法人日本造園組合連合会北海道総支部
一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部
- ★ 一般社団法人日本型枠工事業協会北海道支部
一般社団法人北海道蔦土木工業連合会
- ★ 北海道建設作工技建協同組合
北海道基礎工業協同組合
- ★ 一般社団法人日本機械土工協会北海道支部
一般社団法人日本アンカー協会北海道支部
ダイヤモンド工事業協同組合北海道支部
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部
- ★ 北海道鉄筋業協同組合
北海道圧接業協同組合
札幌タイル煉瓦工事組合
一般社団法人全国タイル業協会北海道支部
公益社団法人日本エクステリア建設業協会
- ★ 北海道左官業組合連合会
北海道板金工業組合
- ★ 一般社団法人日本塗装工業会北海道支部（北海道塗装組合連合会）
北海道建設インテリア事業協同組合
一般社団法人全国建設室内工事業協会北海道支部
一般社団法人全国防水工事業協会北海道支部
- ★ 一般社団法人日本電設工業協会北海道支部
北海道管工事業協同組合連合会
- ★ 一般社団法人北海道空調衛生工事業協会
一般社団法人北海道冷凍空調設備工業会
北海道配管事業協同組合

北海道ダクト工業協会

北海道ウレタン断熱協会

一般社団法人北海道道路標示・標識業協会

一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会

★ 建設産業専門団体北海道地区連合会

建設業労働災害防止協会北海道支部

一般社団法人日本潜水協会札幌支部

一般社団法人全国特定法面保護協会北海道地方支部

一般社団法人プレストレスト・コンクリート工事業協会北海道支部

【建設業に係る団体】

★ 全建総連北海道建設労働組合連合会

★ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 建退共北海道支部

北海道社会保険労務士会

北海道行政書士会

【北海道知事届出建設業者団体等】

一般社団法人北海道舗装事業協会

一般社団法人北海道造園緑化建設業協会

一般社団法人北海道建築工事業組合連合会

一般社団法人北海道土木施工管理技士会

北海道建具工業協同組合連合会

一般社団法人北海道農業建設協会

一般財団法人北海道建設技術センター

【主要民間発注者（オブザーバー）】

北海道経済連合会

一般社団法人北海道商工会議所連合会

一般社団法人北海道住宅都市開発協会